

景品表示法の規定により不当表示（有利誤認）となるおそれのある事例

表示例	景品表示法上の考え方
<p>「メーカー希望小売価格△△円の品、〇〇円！」</p> <p>「メーカー希望小売価格から〇割引！」</p>	<p>製造業者が「希望小売価格」を設定していないにもかかわらず、比較対照価格に「メーカー希望小売価格」と称して表示した場合、不当表示となるおそれがあります。</p> <p>※「希望小売価格」とは、製造業者、卸売業者、輸入総代理店等（以下「製造業者等」という。）、<u>小売業以外の者により小売業者の価格設定の参考になるものとして設定され、あらかじめ、新聞広告、カタログ、商品本体への印字等により公表されているものです。</u></p>
<p>「メーカー参考小売価格△△円の品、〇〇円！」</p> <p>「メーカー参考小売価格から〇割引！」</p>	<p>小売業者向けのカタログ等により広く呈示されていない価格を、比較対照価格に「メーカー参考小売価格」と称して表示した場合、不当表示となるおそれがあります。</p> <p>※「参考小売価格」とは、小売業者の価格設定の参考となるものとして、製造業者等が設定した価格をカタログやパンフレットに記載するなどして当該商品を取り扱う小売業者に広く呈示されているものです。<u>（製造業者等が商談の際に当該商品を取り扱う小売店の一部の問い合わせに対して個別に呈示するような場合は含みません。）</u></p>
<p>「毎日半額！」、「毎日〇割引！」</p> <p>「冷凍食品〇割引」</p>	<p>比較対照価格に用いる価格についてあいまいな表示を行う場合には、不当表示となるおそれがあります。</p> <p>※ 比較対照価格がどのような内容の価格であるか（「当店通常価格」なのか、「メーカー希望小売価格」なのか、等）を正確に表示する必要があります。</p>

- 景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認）は、価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示を禁止しています。
- 一般消費者が小売業者の販売価格が安いかどうかを判断する際の参考情報は、根拠のあるものを正確に表示し、一般消費者に誤認を与えないようにする必要があります。
- また、当該参考情報が適正に表示されていない場合は、景品表示法違反となるおそれがあります。